

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（JMTR）に係る定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和3年3月2日（火）13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官、千葉管理官補佐

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所材料試験炉部次長 他4名

環境保全部廃棄物管理課マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ総括部安全・核セキュリティ推進室長 他1名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）大洗研究所の材料試験炉（以下「JMTR」という。）の定期事業者検査に関して、以下の説明があった。

- ・除染施設は大洗研究所北地区の共用施設として扱っており、この維持管理については保安規定において廃棄物管理課長の所掌となっており、現に廃棄物管理課が運用している。
- ・このため、除染施設の定期事業者検査報告書はJMTRからではなく環境保全部が提出すべきものと認識している。

○JAEAの回答に対し、規制庁から以下の意見を伝えた。

- ・原子炉等規制法に基づく施設の設置に係る責任と、運用上の実施者が異なることは理解したが、法令に基づく報告義務は設置許可を受けた部署が実施すべきものである。
- ・JMTRの施設として設置許可を受けた除染施設がJMTRの定期事業者検査報告書から落ちていることは法令的にも問題である。
- ・本件について、再度確認を要する場合には除染施設の所管に係る法的根拠（設置許可や保安規定上の位置付け）、定期事業者検査に関する責任の所在に係る考え方等を整理し文書にて改めて説明すること。

○JAEAから、承知した旨の回答があった。

6. その他

資料：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（JMTR）施設定期事業者検査計画対照表

以上